

農業委員会法の概要

<項目>	<農業委員会等に関する法律条文>	<掲載頁>
I 農業委員会法の目的	第1条	P 1
II 農業委員会への経費の助成	第2条	P 1
III 農業委員会の設置	第3条	P 2
IV 農業委員会の機構	第4・5・7・12~20条	P 2
V 農業委員会が所掌する業務	第6条	P 7
VI 総会等の開催	第21~29条	P 7
VII 選挙委員の選挙	第8~11条	P 9

I 農業委員会法の目的

(法第1条)

この法律は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所の組織及び運営を定めることを目的とする。

II 農業委員会への経費の助成

1 交付金の交付

(法第2条第1項)

国は、法第6条1項に規定する事項に関する事務に要する経費であって委員及び職員に要するものその他政令で定めるものの財源に充てるため、市町村に交付金を交付する都道府県に対し交付する。

2 交付金の対象経費

(施行令第1条第1項)

交付金は、委員及び職員に要するもののほか、農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費とする。

3 交付金の配分基準

(施行令第1条第2項)

施行令第1条第2項

農業委員会数	30%]
農家数	25%	
農地面積	25%	
特別の事情	20%	

III 農業委員会の設置

市町村に農業委員会を置く。（法第3条1項、地方自治法第180条の5第3項）

ただし、農地面積が著しく小さい市町村で政令（施行令第2条）で定めるものは、市町村長は委員会を置かないことができる。

△なお、生産緑地以外の市街化区域内農地面積は必置基準面積の算定から除外する。

（法第3条5項）

施行令第2条 農業委員会を置かないことができる基準面積（県内には該当なし）

北海道 800ha未満

都府県 200ha未満

IV 農業委員会の機構

1 農業委員会の組織

（1）農業委員会は、委員をもって組織する。

（法第4条第1項）

（2）委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

（法第4条第2項）

（3）委員は非常勤とする。

（法第4条第3項）

委員は特別職の地方公務員。

（地方公務員法3条3項2）

ア 選挙委員

（7）農業委員会の選挙による委員の定数は政令（施行令第2条の2）に定める基準に従い、40人までの間で条例で定める。

（法第7条第1項）

施行令第2条の2 選挙委員定数の上限（下限は下記の制限以外は定めなし）

定数の上限	農地面積		基準農業者数
20人以下	1,300ha以下	又は	1,100以下
30人以下	1,300ha超	かつ	1,100超
40人以下	5,000ha超	かつ	6,000超

※ 基準農業者数：10a（北海道30a）以上を耕作する世帯と農業生産法人。

留意点

△選挙委員定数 > 選任委員定数（令第2条の2）

農業委員会の基本的性格

公選選出の農業者代表等による合議制機関

（4）定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（法第7条第2項）

イ 選任委員

市町村長は、次に掲げる者を委員として選任しなければならない。（法第12条）

(ア) 農業団体の推薦による委員

（法第12条第1項）

農業協同組合、農業共済組合および土地改良区が組合ごとに推薦した理事（農業協同組合法により経営管理委員会を置く農業協同組合にあっては、経営管理委員）または組合員各1人。

□ 推薦団体の要件（規則第8条）

農業協同組合（同条第1号）：その地区が農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの

農業共済組合（同条第2号）：その地区が農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの

土地改良区（同条第3号）：その地区が農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの（2以上ある場合には当該土地改良区が協議して1を限りに定めた土地改良区）

* 土地改良区からの選任委員は、市町村内に土地改良区が複数存在しても、上限は1人である。それに対して農業協同組合、農業共済組合が市町村内に複数存在する場合は、選任委員は各組合から1人ずつ選任される。

参考〔農業協同組合法抜粋〕

（第2節 事業）

第10条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

1. (省略)
2. 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
3. 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
4. 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5~7. (省略)
8. 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 9~15. (省略)

□ 団体推薦の留意点

組合員の推薦

運用通知：原則は理事（経営管理委員）

当該団体の総会又は総代会（経営管理委員会）の議決を経ての推薦が望ましい

(イ) 学識を有する者

（法第12条2項）

市町村議会が推薦した農業委員会の所掌業務に属する事項につき、学識経験を有する者4人（条例でこれより少い人数を定めている場合には、その人数）以内。

* 定数を3~1人にする場合は、条例制定が必要となる。

2 会長等

- (1) 会長は、委員が互選した者をもって充てる。 (法第5条第2項)
- (2) 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。 (法第5条第3項)
- (3) 会長は、非常勤とする。 (法第5条第4項)
- (4) 会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。 (法第5条第5項)

3 農業委員の退職等

- (1) 被選挙権の喪失による失職

ア 選挙委員は、在職中委員の被選挙権を喪失すると委員の身分を失って失職する。
(法第13条・地方自治法第127条第1項前段)

例

- ・被選挙権の欠格者となった場合。
- ・選挙犯罪による処罰により被選挙権の停止を受けたなどのため委員の被選挙権を失う場合。 (法11条、公選法11、252条)

イ その他の場合の被選挙権の有無についての農業委員会の審査は、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

(法第13条、地方自治法第127条第1項後段)

例

- ・当該農業委員会の区域内に住所を有しなくなったかどうか。
- ・一定面積の農地について耕作の業務を営まなくなったかどうか。 (10a以上)
- ・有権者である農業経営者の同居の親族又はその配偶者でなくなったかどうか、同居の親族又は配偶者でも年間60日の耕作従事日数をもっていると認められないかどうか。

ウ 選任委員は、その就任について被選挙権の有無が問われないため、被選挙権の喪失により失職することはない。

- (2) 兼職禁止の職に就職したことによる失職

選挙委員は当該市町村に対しその職務に関し請負をし、又は請負関係を有する者たりえない。
(地方自治法第180条5の6～7項)

(3) 選挙又は当選無効の確定による失職

選挙によって当選した委員にその選挙又は当選の効力について異議の申出、審査の申立て若しくは訴訟の提起があっても、これらに対する決定、裁決又は判定が確定するまでは失職しない。
(法第13条、地方自治法第128条)

(4) 選挙委員の解任の請求（リコール）

農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その2分の1以上の同意を得て、選挙された農業委員会の委員の解任を市町村の選挙管理委員会に請求することができる。
(法第14条第1項)

(5) 委員の任期の満了

ア 選挙による委員の任期は3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、一般選挙が委員の任期満了の日前に行われた場合、委員の任期満了の日の翌日から起算する。
(法第15条第1項)

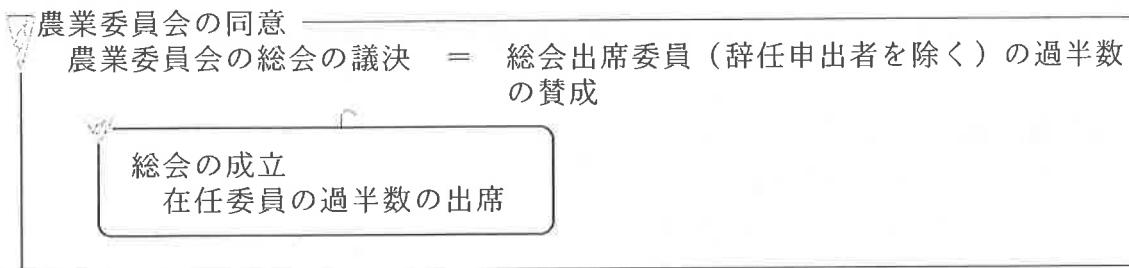
イ 選任委員のうち団体の推薦にかかるものは当該委員を推薦した団体の理事等でなくなったときはその職を失う。
(法第15条第5項)

-----例-----

- ・理事の任期満了（断続なく再び理事に就任する場合を除く）
- ・団体の解散、新設合併又は被吸収合併

(6) 委員の辞任

委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。
(法第16条)



(7) 選任委員の解任

市町村長は、第12条の規定により選任した委員について、これを推薦した団体又は議会から省令で定めるところの解任すべき旨の請求があったときは、その請求に係る委員を解任しなければならない。
(法第17条)

- * 省令で定めるところの解任すべき旨の請求（規則第9条）
推薦主体の団体、議会は、解任請求理由を記載した書面を市町村長に提出

解任請求の留意点

組合員の解任請求

運用通知：当該団体の総会又は総代会（経営管理委員会）の議決を経ての解任請求が望ましい

4 部会

部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決が農業委員会の決定となる。

(法第22条第1項)

(1) 農地部会

ア 法第6条1項1号及び第2号並びに同6条第2項1及び第2号に掲げる事務を処理するため1または2以上の農地部会を置くことができる。 (法第19条第1項)
ただし、選挙委員の定数が21人以上である農業委員会に限る。

イ 農地部会の構成 (法第19条第2項第1~3号)

- (ア) 選挙による委員が互選した10~15人
- (イ) 法第12条1項の委員が互選した者（農協、農業共済組合推薦の委員）
- (ウ) 法第12条2項の委員が互選した者（議会推薦の学識経験委員）

部会の定数は条例で定める

ただし、(イ)と(ウ)の合計は(ア)の3分の1を越えない。 (法第19条第6項)

(2) その他の部会

ア 農業委員会に第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務（行政庁の諮問に対する答申を除く）を処理するため、1又は2以上の部会をおくことができる。 (法第19条第3項)

イ 部会の構成 (法第19条第4項)

- (ア) 選挙による委員が互選した者
- (イ) 法第12条1項の委員が互選した者（農協、農業共済組合）
- (ウ) 法第12条2項の委員が互選した者（議会）

部会の定数は条例で定める

ただし、(イ)と(ウ)の合計は(ア)の3分の1を越えない。 (法第19条第6項)

5 職 員

- (1) 農業委員会に職員を置く。 (法第20条第1項)
- (2) 職員の定数は、条例で定める。 (法第20条第2項)
- (3) 職員は、農業委員会が任免する。 (法第20条第3項)
- (4) 職員は会長の指揮を受け農業委員会の事務に従事する。 (法第20条第4項)

V 農業委員会が所掌する業務

1 専属的権限に属する所掌事務（いわゆる法令業務）

(1) 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法及び特定農山村地域の活性化のための基盤整備の促進に関する法律により、その権限に属させた事項。 (法第6条第1項第1号)

- (2) 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項。 (法第6条第1項第2号)
- (3) (1)、(2) のほか法令によりその権限に属させた事項。 (法第6条第1項第3号)

2 農業委員会の専属的でない所掌事項（いわゆる任意業務）

農業委員会は、その区域内の次の(1)から(5)までに掲げる事項に関する事務をうことができる。 (法第6条第2項第1号～第5号)

- (1) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項 (法第6条第2項第1号)
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項 (法第6条第2項第2号)
- (3) 農業経営の法人化その他農業経営の合理化に関する事項 (法第6条第2項第3号)
- (4) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究 (法第6条第2項第4号)
- (5) 農業及び農民に関する情報提供 (法第6条第2項第5号)

3 意見の公表、建議及び諮問に対する答申

その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し又はその諮問に応じて答申することができる。 (法第6条第3項)

4 部会の所掌事務

(1) 農地部会の所掌事務

- (ア) 農地法その他の法令により農地等の利用関係の調整及び自作農の創設の維持、農業経営基盤強化促進法及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律によりその権限に属させた事項 (法第6条第1項第1号)
- (イ) 土地改良法その他の法令により農業委員会の権限に属させた農地等の交換分合及びそれに付随する事項 (法第6条第1項第2号)
- (ウ) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保 (法第6条第2項第1号)
- (エ) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進 (法第6条第2項第2号)

(2) その他の部会の所掌事務

- (ア) 法人化その他農業経営の合理化 (法第6条第2項第3号)
- (イ) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究 (法第6条第2項第4号)
- (ウ) 農業及び農民に関する情報提供 (法第6条第2項第5号)
- (エ) 区域内の農業及び農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議することができる。 (法第6条第3項)

VI 総会等の開催

1 会議の招集

- (1) 農業委員会の会議は、会長が招集する。 (法第21条第1項)

- (2) ただし、会長及びその職務を代理する者がともに欠け若しくは事故があるときの総会又は農業委員会の選挙による委員の一般選挙の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。 (法第21条第1項)
- (3) 会長は、在任委員の3分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない。 (法第21条第2項)
- (4) 総会は、在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 (法第21条第3項)
- (5) ただし、法第24条第1項の規定により総会を開くことができなくなるときは、この限りではない。 (法第21条第3項)

2 部会の会議及び総会と部会との関係

- (1) 法第19条の規定により部会の所掌に属された事項については、部会の議決をもって当該農業委員会の決定とする。 (法第22条)
- (2) 総会は、部会に対し、何時でも、その所掌に属する事項について報告を求めることができる。 (法第22条第2項)
- (3) 部会の委員以外の委員は、部会長の許可を受けて、部会に出席して意見を述べることができる。 (法第22条第3項)

3 議決の方法

- 総会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長又と部会長の決するところによる。 (法第23条)

4 議事参与の制限

- 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。 (法第24条第1項)

5 会議の公開

(法第26条)

- 総会及び部会の会議は、公開する。

6 議事録

(法第27条)

- 会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

7 報告、調査等

(法第29条)

- (1) 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 (法第29条第1項)

- (2) 立ち入り調査する委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。 (法第29条第2項)
- (3) 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (法第29条第3項)
- (4) 出頭した者に対しては、条例に定めるところにより、旅費を支給しなければならない。 (法第29条第4項)

VII 選挙委員の選挙

1 選挙の管理

- (1) 選挙委員の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する (法第9条)
- (2) 市町村の選挙管理委員会が行う選挙事務については都道府県の選挙管理委員会が指揮監督する (地方自治法第128条第2項)

2 選挙権及び被選挙権

- (1) 当該農業委員会の区域内に住所を有すること。 (法第8条1項本文)
- (2) 年齢が満20歳以上であること。 (法第8条1項本文)
- (3) ア 都府県にあっては10a以上、北海道にあっては30a以上の農地につき耕作の業務を営む者。 (法第8条1項第1号)
イ アの者の同居の親族又はその配偶者（耕作に従事する日数が省令で定める日数（年間おおむね60日、則第1条の2）に達しないと農業委員会が認めた者を除く。) (法第8条1項第2号)
- ウ アに規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員又は社員（イの従事日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く） (法第8条1項第3号)
・農地の面積は、土地登記簿の地積のある農地にあっては、当該地積（農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積）とし、土地登記簿の地積のない農地にあっては、農業委員会が定めた面積 (法第8条第3項)
・年齢は、選挙権については選挙人名簿の確定の期日（毎年3月31日）、被選挙権については選挙の期日により算定する。 (法第8条第2項)

3 選挙の単位

- (1) 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。 (法第10条の2第1項)
- (2) 市町村長は、特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。 (法第10条の2第2項)

(3) (2)において、各選挙区において選挙すべき委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 (法第10条の2第3項)

(4) (2)において、分けて設けられるすべての選挙区の区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。 (施行令第5条)

4 公職選挙法の準用

公職選挙法第8条等の規定は衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。 (法第11条)